

意見書

日本政府に対し、日米地位協定・裁判権放棄の日米密約の公表・破棄を求める意見書

このたび、日本の研究者の調査によって、米国立公文書館解禁文書から、日米地位協定第17条の運用に関する、米兵公務外犯罪の第1次裁判権の実質放棄を確認した、日米秘密取り決めが発見された。

それは、1953年10月28日の日米合同委員会裁判権分科委員会の「非公開議事録」の形式をとったもので、この中で日本政府は「日本の当局は通常、合衆国軍隊の構成員、軍属、あるいは米軍法に服するそれらの家族に対し、日本にとっていちじるしく重要と考えられる事件以上については第1次裁判権を行使するつもりがないと述べることができる」と米側に約束している。

これと同時に明らかになった密約交渉の記録は、これが「日本が可能な限り最小限の数の事例以外は裁判権を行使しないという合意に達することが重要だということだ」(1953年9月1日、東京での交渉記録)との、米政府の要求に基づいて結ばれたことを明らかにしている。

そして在日米軍法務官事務所国際法主席担当官は、2001年の論文で「日本はこの了解事項を誠実に実行してきている」と明言し、この密約が現在でも機能していることを認めている。また、米陸軍法務局「外国法廷での米兵への刑事裁判権行使統計」のデータは、日本が実際にかなりの比率で裁判権を放棄していることを示している。

これらの事実は、米軍の犯罪・事故に関わる日本の裁判権放棄の密約の存在とその実行の事実を示すものである。これは、自国民の権利を守るべき日本の司法の責任を投げ捨てる、国家主権の根幹にかかわる大問題である。とりわけこれは、米軍基地や米軍訓練のおこなわれる自衛隊基地を抱える自治体と住民にとって重大な問題である。

私たちは住民の命と権利を守る自治体の責務に基づき、次のことを日本政府に要求する。

記

日米地位協定第17条の運用に関する、米兵公務外犯罪の第1次裁判権の実質放棄を確認した日米秘密取り決めを公表し、廃棄すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年9月18日

広陵町議会

内閣総理大臣 鳩山由紀夫様
外務大臣 岡田克也様